

平成 29 年度 再評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

平成 29 (2017) 年 6 月
名古屋女子大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 基準項目ごとの自己評価	6
基準 3 経営・管理と財務	
3-2 理事会の機能	6
3-4 コミュニケーションとガバナンス	9
V. エビデンス集一覧	13
エビデンス集（データ編）一覧	13
エビデンス集（資料編）一覧	13

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 学則等で示されている建学の精神・基本理念

創立者・初代学長の越原春子は、名古屋女学院短期大学発足後、昭和 33(1958)年の「創立者のことば」として、『日本女性がながい眠りから解放された今日、それを形式だけでなく実質上の真の解放にまで到達せしめるものは、女性自らの努力によらねばなりません。この意味から第一に指折られるものは、女性が経済的能力を持つことです。本学は、この新しい時代の先駆として、高い教養を身に纏った職能人としての女性を育成するために設立したのであります。ことに服飾文化、栄養科学の分野は女性職能に最適といえましょう。両者ながら実技は申すまでもなく、学問としても、人類文化向上のための未踏の境は果てしありません。それを思うにつけても、とにかく女性に不足がちな、不撓の努力と追究力が望まれ待たれます。私は、こうした女性自らの力の上にうち立てられるよき妻であり、やさしい母であり、そして力強い職能人である「新しい日本の女性像」を待望しています。おもうさえ学園が愛情と礼節の気高さの中にあることは尊いことです。学園創設 44 年をかえりみて学園の信条「親切」は大きく実を結んできました。それは広義におけるヒューマニティであり狭義の友愛であり、師弟愛であり、学問への熱情と研鑽であります』と述べている。今日、本学園の目標とするところは、創立者の意志を受け継ぎ、伝統文化の継承の上に立って、新しい文化を創造していくことであり、この温故知新の精神こそ本学における教育・研究活動の要諦である。物質文明爛熟のこの時にあつては、精神文明の重要性を強調し、新しい価値基準のもとに永続し得る個性豊かな人類文化を構築する精神的目標を形成してこそ、学園の信条「親切」(学校訓)の一層の具現化がなされていくと確信している。本学(学園)の建学の精神は、学園の信条である「親切」を根幹として、個々の人格を陶冶し、かつ高い教養を身に付け、真の男女平等の実現を目指し、よき家庭人であり力強い職能人としての女性を育成することにある。

2. 使命・目的

我が国初の女性衆議院議員であった創立者越原春子が国会で主張したのは、一つには私学の振興についてであり、二つには、女性の基本的権利、男女平等についてであった。今日、法律的には、男女平等はほぼ実現しているとも言えるが、しかしながら実社会においては、なお幾多の課題が残されており、真の男女平等実現への努力が必要である。「男女雇用機会均等法」の制定や「国籍法」の改正など、法律上の整備が進められてきたが、このような法の裏打ちの上に、男女の平等が現実、不動のものとして位置づけられるか否かは、一に女性自身の能力にかかっている。建学の精神に基づき、未来に向かっての新しい価値観を打ち立て、男女平等の実質的なあり方と、望ましい人間社会のあり方を深く追究していくとともに、社会の発展に貢献できる自立した女性を育成するため、本学(学園)は女子高等教育をその使命とし、高度な専門知識や技能を有する職能人を育てることを目標としている。これらのことは、名古屋女子大学学則第 1 章第 1 条に、「教育基本法、学校教育法にのっとり女性最高の教育機関として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を養い、もって、文化の向上、社会福祉の増進に貢献しうる有為の女性の

育成」にあると示されている。

3. 個性・特色

創立者は「新しい時代に、女性職能に最適な分野は家政学の中にある。人類文化向上のために未踏の地は広大である。」と説き、その意志は建学の精神・大学の使命・目的に深く根付いており、沿革に示す歴史的背景のもと、家政学部を昭和 39(1964)年に創設した。それ以来、多く有能な職能人の輩出に貢献してきている。また、昭和 63(1988)年度には、国際社会に対応でき、地域社会の文化向上に貢献できる女性の育成を目的として文学部を設置し、現在では2学部を有する女子高等教育機関となっている。

家政学部は、日常生活を総合的に捉え、衣食住に加え生活経済・情報・福祉に関わる専門知識や技術を学び、道徳的および応用的能力を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献し得る人材の育成を目的とし、食物栄養学科、生活環境学科、家政経済学科の3学科を置いている。さらに、大学院・修士課程として生活学研究科（生活環境専攻、食物栄養学専攻）を置き、高度専門教育を通して女性の社会的地位を高めてきている。文学部は、教育の分野を中心にして社会の文化向上に貢献できる専門的な職能人の育成を目的とし、児童教育学科（児童教育学専攻・幼児保育学専攻）を設置している。

全学的な取組として、創立者越原春子の生誕の地、岐阜県加茂郡東白川村越原（おっばら）にある「名古屋女子大学越原学舎」において、毎年、入学生全員を対象に、2泊3日かけた必修科目「建学のこころ」を実施している。「建学のこころ」は、越原学舎に隣接した創立者の郷家において、創立者の子孫にあたる学校法人越原学園・学園長及び副学園長によって行われる講義を中核とし、各学科・専攻の特長を取り込んだ初年次教育を含むプログラムで構成されている。ここで、創立者の育った環境を追体験することによって、その心、そして本学の教育目的を実感し、生きた建学の精神を学ぶ典型的な体験型導入教育である。特に学園長・副学園長講義においては、創立者の郷家で囲炉裏を囲みながら、江戸時代の庄屋の生活ぶりや、創立者が育った明治時代の生活ぶりなどを、実物の資料を使って再現し体験・実感させている。また、越原学舎において学科長の講義が行われ、創立者の日記や伝記の講読や、創立者を取り上げたテレビの特集番組のビデオ視聴等を通して、創立者の人柄や功績を知るとともに、建学の精神を実感する。

さらに、学園全体の取組として、平成 15(2003)年度より校地内完全禁煙とする「禁煙無煙宣言」をした。平成 16(2004)年度からは、入学手続き時に在学中一切喫煙をしないことについて誓約書の提出を求めており、このことを十分承知の上で志願するよう受験者に周知している。禁煙は、学生はもちろんのこと、教職員も例外ではなく、来客にも協力を求めている。現在は学園の内外を問わず、完全断煙に向けて呼びかけている。なお、文部科学省からの「喫煙防止教育の推進」の通知、あるいは「健康増進法」（受動喫煙の防止）の施行、さらには地方自治体や諸教育機関挙げての禁煙対策など、大きな動きがあるのは周知のことである。学園の信条「親切」の実践の第一歩として、他人に迷惑をかけない、不快な思いをさせないことなどとして位置づけている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 大正 4 (1915) 年 4 月 越原和、越原春子、名古屋女学校（学校法人越原学園の前身）を創立。校訓を「親切」と定める。
- 大正 10 (1921) 年 4 月 名古屋女学校を名古屋高等女学校に昇格させる。
- 昭和 15 (1940) 年 4 月 小川善三郎、小川潤三両氏の寄付金を基本として、姉妹学園財団法人名古屋市緑ヶ丘女子学園を設置、姉妹校名古屋市緑ヶ丘高等女学校（学校法人名古屋女子大学の前身）を創立。
- 昭和 21 (1946) 年 3 月 個人立名古屋高等女学校を、財団法人越原学園立とする。
- 昭和 23 (1948) 年 4 月 学制改革により名古屋女学校、緑ヶ丘高等女学校を改組して名古屋女学院高等学校、名古屋女学院中学校（現名古屋女子大学高等学校・名古屋女子大学中学校）に改め、名古屋女学院高等学校を財団法人越原学園、名古屋女学院中学校を財団法人名古屋市緑ヶ丘女子学園が維持経営することとなる。
- 昭和 25 (1950) 年 4 月 財団法人名古屋緑ヶ丘女子学園が名古屋女学院短期大学（家政科）を置く。初代学長越原春子。
- 昭和 26 (1951) 年 4 月 私立学校法の制定により、両財団法人を学校法人に組織変更する。
- 昭和 39 (1964) 年 4 月 学校法人緑ヶ丘女子学園が名古屋女子大学（家政学部家政学科）を設置する。名古屋女学院短期大学を名古屋女子大学短期大学部と改称する。名古屋女学院中学校の設置者を学校法人越原学園に変更する。
- 昭和 43 (1968) 年 4 月 名古屋女子大学家政学部家政学科に家政学専攻、食物学専攻、管理栄養士専攻を置く。
- 昭和 46 (1971) 年 4 月 名古屋女子大学家政学部に児童学科を置く。家政学科家政学専攻は募集停止。
- 昭和 52 (1977) 年 4 月 学校法人名古屋市緑ヶ丘女子学園を学校法人名古屋女子大学と改称する。
- 昭和 53 (1978) 年 4 月 家政学部のうち、児童学科を天白学舎に移す。
- 昭和 63 (1988) 年 4 月 名古屋女子大学に文学部（日本文学科・英語英文学科・児童教育学科）を設置する。家政学部児童学科は募集停止。
- 平成 4 (1992) 年 4 月 名古屋女子大学家政学部家政学科に生活環境学専攻、生活経営学専攻を置く。食物学専攻は募集停止。
- 平成 7 (1995) 年 4 月 名古屋女子大学家政学部に食物栄養学科を設置する。家政学科管理栄養士専攻は募集停止。
- 平成 10 (1998) 年 4 月 学校法人名古屋女子大学が名古屋女子大学大学院（生活学研究科生活環境専攻修士課程、人文科学研究科日本文化専攻修士課程）を設置する。
- 平成 12 (2000) 年 4 月 名古屋女子大学家政学部生活環境学科を設置する。家政学科生活環境学専攻、生活経営学専攻は募集停止。

名古屋女子大学

- 平成 13 (2001) 年 4 月 名古屋女子大学文学部児童教育学科に児童教育学専攻、幼児保育学専攻を設置する。名古屋女子大学文学部英語英文学科を英語英米文化学科に名称変更する。
- 平成 16 (2004) 年 4 月 名古屋女子大学文学部に国際言語表現学科を設置する。日本文学科と英語英米文化学科は募集停止。
- 平成 17 (2005) 年 4 月 名古屋女子大学大学院生活学研究科に食物栄養学専攻修士課程を設置する。名古屋女子大学家政学部生活福祉学科を設置する。家政学部家政学科は募集停止。
- 平成 18 (2006) 年 4 月 名古屋女子大学大学院生活学研究科に食物栄養学専攻（博士後期課程）を設置する。名古屋女子大学大学院人文科学研究科に言語表現文化専攻（修士課程）、児童教育専攻（修士課程）を設置する。人文科学研究科日本文化専攻は募集停止。
- 平成 19 (2007) 年 4 月 学校法人越原学園を学校法人名古屋女子大学に合併し、法人名称を越原学園に変更する。
- 平成 20 (2008) 年 4 月 名古屋女子大学文学部国際言語表現学科を国際言語学科に名称変更する。
- 平成 21 (2009) 年 3 月 越原記念館を開設する。
- 平成 21 (2009) 年 4 月 名古屋女子大学家政学部家政経済学科を設置する。生活福祉学科は募集停止。文学部国際言語学科を国際英語学科に名称変更する。
- 平成 25 (2013) 年 3 月 名古屋女子大学大学院人文科学研究科を廃止する。
- 平成 25 (2013) 年 4 月 名古屋女子大学文学部国際英語学科は募集停止。
- 平成 26 (2014) 年 3 月 名古屋女子大学大学院生活学研究科食物栄養学専攻博士後期課程を廃止し、博士前期課程を食物栄養学専攻修士課程に課程名称変更する。
- 平成 27 (2015) 年 9 月 天白学舎を汐路校地に移転し、全学部を統合する。

2. 本学の現況

- ・大学名 名古屋女子大学
- ・所在地 名古屋市瑞穂区汐路町 3-40
- ・学部の構成 家政学部 食物栄養学科
生活環境学科
家政経済学科
文学部 児童教育学科
児童教育学専攻
幼児保育学専攻
- ・大学院の構成 生活学研究科 生活環境専攻（修士課程）
(平成 30(2018)年 4 月・募集停止)
食物栄養学専攻（修士課程）

名古屋女子大学

・学生数、教員数、職員数

入学定員・収容定員・在籍学生数（平成29(2017)年5月1日現在）

大学	学部名	学科名	入学定員	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	収容定員	
	家政学部		食物栄養学科	160	168	170	172	150	660	640
		生活環境学科	80	65	52	71	77	265	320	
		家政経済学科	80	40	39	52	55	186	320	
		学部計		320	273	261	295	282	1111	1280
児童教育学科		児童教育学専攻	120	78	99	96	81	354	480	
		幼児保育学専攻	160	172	152	165	162	651	640	
		学部計		280	250	251	261	243	1005	1120
	大学計		600	523	512	556	525	2116	2400	

※収容定員の欄には学則に記載してある収容定員（現在の入学定員×4年間）を記載し、括弧書きで1年から4年までの入学定員を足した実際の定員数を記載。

大学院	研究科名	専攻名	入学定員	1年次	2年次	3年次	合計	収容定員
	生活学研究科		生活環境専攻（修士課程）	6	0	0	—	0
食物栄養学専攻（修士課程）			6	2	2	—	4	12
	大学院計		12	2	2	—	4	24

教員数（平成29(2017)年5月1日現在）

大学	学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	計
	家政学部		食物栄養学科	9	2	9	1
生活環境学科			※7	1	2	—	10
家政経済学科			5	2	2	—	9
学部計			21	5	13	1	40
文学部		児童教育学科	13	10	12	2	37
		学部計		13	10	12	2
	総合科学研究所		1	0	0	—	1
	大学計		35	15	25	3	78

※学長を含む

職員数（法人を含む）（平成29(2017)年5月1日現在）

正職員	※52
嘱託職員	5
パート（アルバイトを含む）	11
派遣職員	10
合計	78

※法人本部として発令されている者で大学の業務を行っている2人を含む。

Ⅲ. 基準項目ごとの自己評価

基準 3. 経営・管理と財務

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

- ・理事会は「越原学園寄附行為」第 12 条の規定に基づき設置されており、年 3 回（5 月、12 月、3 月）定例的に開催し、必要に応じて臨時理事会を開催している。理事会においては、私立学校法に定められた審議事項など、本法人が必要とする事項について審議している。また、監事は、やむを得ない場合を除き、1 人ないし 2 人が出席し、「越原学園寄附行為」第 8 条に定める業務を行っている。【資料 3-2-1】
- ・本学園の理事会は理事 5 人で構成されており、学内の出身者に限らず、社会経験が豊かで本学園の運営に資する意見と識見を持つ者で構成している。理事会は、「越原学園寄附行為」第 12 条第 9 項の規定に基づき、理事総数の過半数の出席により成立する。平成 27(2015)年度は年間 5 回、平成 28(2016)年度は年間 3 回それぞれ開催され、各回の理事会においては良好な出席状況のもと、適切な意思決定がなされている（表 3-2-1）。

<表 3-2-1 理事会開催及び出席状況（理事・監事）平成 27～29 年度>

理事会開催年月日	理事出席状況 (出席者/現員)	監事出席状況 (出席者/現員)	備考
平成 27 年 4 月 1 日	5 人/5 人	2 人/2 人	
平成 27 年 5 月 25 日	5 人/5 人	1 人/2 人	
平成 27 年 7 月 23 日	5 人/5 人	2 人/2 人	
平成 27 年 12 月 2 日	3 人/5 人	2 人/2 人	
平成 28 年 3 月 14 日	5 人/5 人	1 人/2 人	
平成 28 年 5 月 25 日	4 人/5 人	1 人/2 人	
平成 28 年 12 月 5 日	4 人/5 人	2 人/2 人	
平成 29 年 3 月 15 日	5 人/5 人	2 人/2 人	
平成 29 年 5 月 18 日	5 人/5 人	2 人/2 人	

- ・常務理事会は「越原学園常務理事会規程」に従い、理事会の授権に基づき、法人の日常的業務の決定を行っている。日常業務に関わる内容も多岐にわたるため、法人本部長、法人参事、法人参事補はじめ、審議内容により、法人本部や大学事

名古屋女子大学

務局の担当課長等、関係職員が常務理事会に出席している。【資料 3-2-2】

<表 3-2-2 理事会等の規程概要>

組織名	規程概要		規程名
理事会	審議事項	学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。理事会に付議されるべき事項は、以下の通り。 (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(2) 事業計画、(3) 予算外の重要な業務の負担又は権利の放棄、(4) 寄附行為の変更、(5) 合併、(6) 目的たる事業の成功の不能による解散、(7) 寄附金品の募集に関する事項、(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	寄附行為
	構成員	議長：理事長 構成員：理事（5人）、監事（2人）	
常務理事会	審議事項	理事会からの授権に基づき、法人の日常業務の決定を行う。その他に付議すべき事項は、以下の通り。 (1) 理事会に付議すべき事項に関する事、(2) 評議員会に付議すべき事項に関する事、(3) 理事、監事及び評議員の選任に伴う候補者の推薦に関する事、(4) その他理事長が必要と認めた事項に関する事	常務理事会規程
	構成員	議長：理事長 構成員：常務理事	
評議員会	審議事項	法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴する。評議員会に付議すべき事項は、以下の通り。 (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(2) 事業計画、(3) 予算外の重要な業務の負担又は権利の放棄、(4) 寄附行為の変更、(5) 合併、(6) 目的たる事業の成功の不能による解散、(7) 収益事業に関する重要事項、(8) 事項寄附金品の募集に関する事項、(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	寄附行為
	構成員	議長：理事長 構成員：評議員（14人）	

改善を要する点についての改善状況

改善を要する点①

理事会をこれまで複数回書面で開催している点について、早急に改善を要する。

平成28(2016)年3月8日付27公財高評第202号にて本学が受領した評価報告書（以下

「27年度評価報告書」において指摘のあった、書面による理事会開催に関しては、過去において複数回実施していたが、既に実地調査時にも説明のとおり、平成26(2014)年11月20日付開催の理事会を最後に開催していない。【資料3-2-3】

理事会開催時には予め開催日程の調整を行い、理事の総意による意思決定及び監事による意見表明がなされるよう、可能な限り外部理事を含めた全員の理事、監事が参加可能な日程を設定することとしており、良好な出席状況を保つよう努めている。

改善を要する点②

学校法人の100%持ち株式会社ではなく、かつ教育研究に直接関わるといえない関連会社の設立及び金銭消費貸借契約に利益相反に該当する理事を含めるなど、利益相反に当たる手続きについて改善を要する。

27年度評価報告書において指摘のあった上記事項に関しては、指摘内容を真摯に受け止め、平成28(2016)年3月14日開催の評議員会における第3号議案として付議し、異議なく了承を得た。【資料3-2-4】

これを受けて、同日に開催された理事会においては、「越原学園寄附行為」第12条第12項の規定に基づき、27年度評価報告書において利益相反に該当する者として指摘のあった当該理事が退席した上で審議を行い、異議なく承認された。【資料3-2-3】

なお、平成28(2016)年12月5日開催の評議員会並びに理事会において、収益事業の開始に伴う寄附行為の変更を審議し、「収益事業に関する重要事項」を評議員会への諮問事項に加え、平成29(2017)年1月24日に当該寄附行為変更に関する文部科学大臣の認可を受けた。

また、平成29(2017)年5月18日開催の理事会においても、関連会社が関係する議案に関しては、利益相反に該当する理事は退席した上で審議を行っており、手続きとして疑義の生じることのないよう、慎重な議事運営を行っている。【資料3-2-3】

【エビデンス集】

【資料3-2-1】越原学園 寄附行為【資料F-1】と同じ

【資料3-2-2】越原学園 常務理事会規程

【資料3-2-3】理事会決議録〔平成27年4月～29年5月〕

【資料3-2-4】評議員会決議録〔平成27年5月～29年5月〕

【自己評価】

- ・本学園の理事会は、年3回以上定例的に開催されており、過去において実施したことがあった書面による理事会は、平成26(2014)年度を最後に一切実施していない。理事会開催時の理事及び監事の出席率も良好な状態で必要な審議がなされており、理事会としての機能を十分に発揮して使命及び目的の達成に向けた戦略的意思決定ができる体制が整備されていると判断した。
- ・関連会社の設立及び金銭消費貸借契約に関する案件については、評議員会へ諮問を行うと共に、利益相反に該当する理事を除いた理事会での審議を行うことで、

当該手続きの瑕疵について改善を図っている。以後の理事会においても関連会社に関係する案件については同様の手続を踏んでおり、議案審議等において疑義の生じる事態がないよう適切に理事会運営がなされていると判断した。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・理事会開催に関しては、今後も書面の開催によることはせず、理事の意思決定及び監事による意見表明が適切になされ、理事会として十分な機能発揮ができるよう、適切な運営に努めていく。また、関連会社が関係する案件については、理事会において寄附行為等に則した必要な手続をとり、疑義の生じることなく法人の意思決定機関としての役割を果たせるよう、適切な理事会運営を引き続き行っていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

- ・「越原学園寄附行為」の規定により、法人の業務及び財産の状況を監査するため2人の監事を置き、監事は法人の理事、職員又は評議員以外の者で理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任している。【資料 3-4-1】
- ・監事は理事会に出席するとともに、会計監査及び業務監査実施計画に基づく業務監査を実施している。
- ・評議員会は「越原学園寄附行為」第19条の規定に基づき設置されており、原則として年3回（5月、12月、3月）定例的に開催し、必要に応じて臨時評議員会を開催している。評議員会においては、予算や事業計画、寄附行為の変更等、「越原学園寄附行為」第21条で規定する理事長からの諮問事項に答えると共に、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができ、諮問機関として適切に機能している。

- ・本学園の評議員会は、現在 14 人の評議員で構成されており、学内の出身者に限らず、社会経験が豊かで本学園の運営に対する助言に際して高い識見を持つ者で構成している。評議員会は、「越原学園寄附行為」第 19 条第 8 項の規定に基づき、評議員総数の過半数の出席により成立する。平成 27(2015)年度は年間 3 回、平成 28(2016)年度は、年間 4 回それぞれ開催され、各回の評議員会においては良好な出席状況のもと、適切な意見表明がなされている（表 3-4-1）。
- ・評議員会の開催に際しては、監事に対しても出席を要請しており、やむを得ない場合を除き、1 人ないし 2 人の監事が出席している。

＜表 3-4-1 評議員会開催及び出席状況（評議員・監事）平成 27～29 年度＞

評議員会開催年月日	評議員出席状況 (出席者/現員)	監事出席状況 (出席者/現員)	備考
平成 27 年 5 月 25 日	13 人/14 人	1 人/2 人	
平成 27 年 12 月 2 日	11 人/14 人	2 人/2 人	
平成 28 年 3 月 14 日	11 人/14 人	1 人/2 人	
平成 28 年 5 月 25 日	11 人/14 人	1 人/2 人	理事会を挟み 2 回開催
平成 28 年 12 月 5 日	12 人/14 人	2 人/2 人	
平成 29 年 3 月 15 日	13 人/14 人	2 人/2 人	
平成 29 年 5 月 18 日	12 人/14 人	2 人/2 人	1 回目
	13 人/14 人	2 人/2 人	2 回目

改善を要する点についての改善状況

改善を要する点①

関連会社への貸付けについて評議員会への諮問をしておらず、早急に改善を要する。

27 年度評価報告書において指摘のあった、関連会社への貸付けに関する評議員会への諮問手続の瑕疵については、指摘内容を真摯に受け止め、平成 28(2016)年 3 月 14 日開催の評議員会における第 3 号議案として付議し、異議なく了承を得た。【資料 3-4-3】

これを受けて、同日に開催された理事会において、「越原学園寄附行為」第 12 条第 12 項の規定に基づき、27 年度評価報告書において利益相反に該当する理事として指摘のあった当該理事が退席した上で審議を行い、異議なく承認された。【資料 3-4-2】

なお、平成 28(2016)年 12 月 5 日開催の評議員会並びに理事会において、収益事業の開始に伴う寄附行為の変更について諮問並びに審議を行い、「収益事業に関する重要事項」を評議員会への諮問事項とすることを決定し、平成 29(2017)年 1 月 24 日には当該寄附行為変更に関する文部科学大臣の認可を受けた。

これに伴い、平成 29(2017)年 5 月 18 日開催の評議員会では、関連会社が関係する案件について諮問を行うなど、寄附行為に基づいた適切な評議員会運営を行っている。

【資料 3-4-3】

改善を要する点②

関連会社への貸付けに関する不適切な手続きなどについて、監事が意見表明を行っていない点は改善を要する。

27年度評価報告書において指摘のあった、関連会社への貸付けに関する不適切な手続きなどについて、監事が意見表明を行っていなかった点については、上記の貸付け手続きが不適切なものとしての認識ではなかったために実施されていなかったものではあるが、指摘事項を受け止め、以後このような事態の発生を防止する観点から、従来から実施していた監事による業務監査に、平成28(2016)年度から新たに「第三者評価の指摘事項等の確認」を追加し、指摘事項等及びその改善状況の確認を行っており、平成29(2017)年度以降も継続して改善状況の確認を行うこととしている。なお、この監事による業務監査は、会計面のみならず法人の運営状況確認や懸案事項に対する助言等、幅広い観点からの意見、指摘が行われている。【資料3-4-4】【資料3-4-5】

また、監事は文部科学省主催の学校法人監事研修会に毎年交互に参加しており、監事業務や私学行政に関する動向の把握など、監事としての対処能力向上に努めていると共に、研修会の報告を通じて法人との情報共有を行っており、学校法人の公共性及び運営の適正性を確保するための機関である監事機能の充実を図っている。【資料3-4-6】

【エビデンス集】

【資料3-4-1】越原学園 寄附行為【資料F-1】と同じ

【資料3-4-2】理事会決議録〔平成27年4月～29年5月〕【資料3-2-3】と同じ

【資料3-4-3】評議員会決議録〔平成27年5月～29年5月〕

【資料3-2-4】と同じ

【資料3-4-4】平成28年度業務監査実施報告書・「第三者評価の指摘事項等の確認」資料

【資料3-4-5】平成29年度業務監査実施計画書

【資料3-4-6】学校法人監事研修会報告書〔平成27・28年度〕

【自己評価】

- ・ 関連会社への貸付けについては評議員会に対して諮問を行い、適切な手続きを経た上で理事会での審議を行うことで、当該手続きの瑕疵について改善を図っている。また、その後実施した寄附行為の変更により、「収益事業に関する重要事項」については評議員会に諮問することとしたことを受けて、関連会社に関係する案件については同様の手続きを踏むこととしており、諮問機関としての評議員会の役割を果たすべく、適切な評議員会運営がなされる体制が整備されていると判断した。
- ・ 上記の評議員会への諮問の瑕疵に対して監事の意見表明が行われていなかった点に対しては、平成28(2016)年度から監事による業務監査に「第三者評価の指摘事

項等の確認」を追加して、継続して指摘事項等と改善状況の確認が行われており、監事としてのチェック機能がより有効に働くよう環境整備がされていると判断した。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後も評議員会の開催に際しては、諮問機関としての役割を漏れなく果たすことができるよう、各案件に対する諮問の必要性について慎重に判断し、寄附行為等に則した適切な評議員会運営がなされるようにする。また、特に関連会社との取引等に関する事案については、運営に際して疑義の生じることのないよう慎重に意思決定を行うと共に、適宜監事の意見を仰ぎ、適切な監査業務が行われるように努めていく。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	

※該当しない項目がある場合は削除してください。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	越原学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	平成 29 年度 大学案内 平成 29 年度 大学院案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	名古屋女子大学学則 名古屋女子大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 29 年度 学生募集要項 平成 29 年度 大学院学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	学生生活の手引き HABATAKI 2017	
	履修要項 2017 平成 29 年度入学生用（家政学部）	
	履修要項 2017 平成 29 年度入学生用（文学部）	
	平成 29 年度 大学院要覧（生活学研究科） 平成 29 年度 シラバス（家政学部） 平成 29 年度 シラバス（文学部）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度 学校法人越原学園 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度 事業報告書	

名古屋女子大学

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	名古屋女子大学アクセスマップ キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人越原学園 役員名簿 学校法人越原学園 評議員名簿 理事会・評議員会 開催状況 （平成 27 年 4 月～平成 29 年 5 月）	
【資料 F-11】	自己点検評価書（再評価）の作成に関わる担当者一覧（基準項目ごとの責任者及び担当者がわかるもの）	
	自己点検評価書（再評価）の作成に関わる担当者一覧	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	越原学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	越原学園 常務理事会規程	
【資料 3-2-3】	理事会決議録〔平成 27 年 4 月～29 年 5 月〕	
【資料 3-2-4】	評議員会決議録〔平成 27 年 5 月～29 年 5 月〕	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	越原学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	理事会決議録〔平成 27 年 4 月～29 年 5 月〕	【資料 3-2-3】と同じ
【資料 3-4-3】	評議員会決議録〔平成 27 年 5 月～29 年 5 月〕	【資料 3-2-4】と同じ
【資料 3-4-4】	平成 28 年度業務監査実施報告書・「第三者評価の指摘事項等の確認」資料	
【資料 3-4-5】	平成 29 年度業務監査実施計画書	
【資料 3-4-6】	学校法人監事研修会報告書〔平成 27・28 年度〕	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

